

<p>1. 開会 林部会長</p>	<p>出席予定の皆様が全員お揃いになりましたので、ただ今より、「長崎地方最低賃金審議会 第2回専門部会」を開催いたします。</p> <p>それでは、出欠状況について事務局より報告をお願いします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>本日は、専門部会委員9名の内、公益代表委員伊東委員を除く8名の委員がご出席されておりますので、審議会令第6条第6項の規定に基づく専門部会開催に必要な定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。</p>
<p>2. 部会長挨拶 林部会長</p>	<p>改めまして、皆様、おはようございます。本日もお忙しい中、また、暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日も、皆様方のご協力をいただきまして、円滑な審議に努めて参りたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>議事に入る前に、事務局より事務連絡等ございましたら説明をお願いします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>(他県の発効日決定状況を伝達)</p>
<p>林部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の連絡につきまして、確認または質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><質問等なし></p>
<p>3. 議題 (1) 長崎県最低賃金の改正について 林部会長</p>	<p>審議に入りたいと思います。</p> <p>前回、労使双方から基本的な考え方をお聞かせいただきました。</p> <p>また、金額につきましては、双方とも金額提示はございませんでした。</p> <p>本日ご提示いただけるかもしれませんが、その後労使双方それぞれのお立場で検討されたこともあるかもしれませんが、改めて全体の場で、金額提示を含めた労使双方からのご意見をいただき、その後個別協議に入りたいと思います。労働者側委員からお願いいたします。</p>

<p>種村委員</p>	<p>基本的な考え方は、昨日主張させていただきました。本日は、労働者側としての金額も含めたところをお示ししたいと思います。</p> <p>昨日申しあげたとおり、労働者側としては、これまで以上に生計費にこだわりたいと考えています。昨年の過去最高55円という改定をもってしても実質賃金はマイナスとなっている点です。昨日参考人意見聴取でもお話されていましたが、実際に賃金は上がったが、生活が楽にならないと。それ以上に物価が上がっているということです。要するに、改定が物価の後追いで焼け石に水、というのが労働者の本音だと思います。</p> <p>そしてこれは、昨年に限ったことではなく、ここ数年の賃上げの状況をみれば、2022年頃から大企業・大手中心に賃金が上がり出し、その後も大手は過去最高の賃上げを更新しています。</p> <p>中小企業も、人材確保の観点から、防衛的賃上げ、価格転嫁を行いつつながらなんとかついてきているという状況です。その流れに乗れない・乗らない中小企業では格差が広がっているという私たちの認識です。</p> <p>そういう状況の中でも、賃上げがあった人、無かった人に関係なく、ある意味平等に物価は上昇するわけで、低賃金で働く労働者、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者は、可処分所得が増えないことから最低限の生活すら脅かされているのが現状だと思います。</p> <p>これまで、最低賃金と人口流出の関連についても労働者側として主張してきましたが、もうすでに、高収入を求めて県外へ移れる人すらいなくなりつつあるというのが長崎県の現状だと考えています。加えて、人口減少により消費も先細ってきているという実態があると思います。</p> <p>したがって、最低賃金の大幅な改定で可処分所得を増やし、必要なものが買える状態にして、消費を循環させることが今求められていると考えます。昨年に引き続き、今年も目安を極端に超えた改定が全国的に出てきていますが、本県でも、経済・生活を守るために、そのような攻めの改定が必要であるということを申し上げます。</p> <p>その上で、最後に労働者側としての金額提示ですが、目指すべき指針としては、これまで同様、私たちが考える生計費はリビングウェイズであります。</p> <p>昨日も申しあげましたが、この公表は昨年9月ですから、今年に入っただけのコメの高騰は加味されていないということになります。</p> <p>まとめますと、リビングウェイズで長崎県1,120円、額差で167円を求めると考えますが、他県の様子、そしてここは3要素も含めた審議をする場でもありますので、現実的な数字として、リビングウェイズ1,120円へ2年で到達させるための84円、目安プラス20円を提示させていただきます。</p>
-------------	---

	<p>また、昨年も申し上げましたが、2年でリビングウェイズ達成という考え方については、政府が「1,500円を目指す」としていることから、2年でリビングウェイズ1,120円は絶対であり、今の賃上げの流れがいつまで続くかわからない中で、価格高騰も続くであろう中で、今回の84円の引上げは大切にしたいと思います。</p> <p>今後、昨日いただいた資料をさらに精査して検討を重ねて参りますが、現時点でお示しする金額としては84円でございます。以上です。</p>
<p>林部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他の労働者側委員から補足等ご意見がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p><補足意見等なし></p>
<p>林部会長</p>	<p>引き続きまして、使用者側委員からご意見をお願いします。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>私の発言の中で、最終的には提示額をお話しますけれど、昨日の本審とか専門部会の中で、事務局にお聞きすべき点があったのですが、タイミングを逸しましたので、発言の中で質問させていただきます。</p> <p>中央最低賃金審議会で出された目安については非常に不満です。毎年そうなのですが、今年は例年以上に政府の方針に配慮しすぎた目安となっています。</p> <p>3要素を網羅したのが第4表と認識しております。昨年も今年も同じ職場で働いているケースが第4表③です。Cランクの第4表③は3.6%という数字が出ていますが、Cランクの目安64円は6.7%となっています。</p> <p>これは、完全に決定の3要素を無視して、政府の方針、グランドデザインに配慮しすぎた目安と見ております。</p> <p>特に、中小・小規模事業者の支払能力を論じることなく、目安が重視されることなく、目安額に至ったと理解しています。</p> <p>昨年も申し上げましたけれども、近年の最低賃金の大幅アップによって中小・小規模事業者が経営で苦勞されておりますので、誠に遺憾であります。</p> <p>次に、昨日も少し触れましたが、原資確保のための価格転嫁についてです。昨日数値はお話しましたが、コスト全般で52.4%、労務費については48.6%に留まっています。</p> <p>昨年よりも数値的には補充しているのですが、行政・各団体、経済団体、連合等も取り組んでいますけど、各団体が重点的に取り組んで、周知にも全力を投じた結果でも、かような数字にとどまっているというのが実態です。</p>

<p>林部会長</p>	<p>その原因はいろいろあるのですが、私も価格転嫁について見解をご紹介しますと思います。やはり、取引には自由競争というのがあります。自由競争において、価格転嫁が非常に難しいという実態があります。</p> <p>B to Bについては、例えば1社への発注契約、随意契約なのか長年の付き合いで1社だけに取引を継続している状態であれば、公正取引委員会のガイドラインもありますし、それにのっとって労務費の部分も触れてありますので、価格転嫁の説明として、発注側から「応じる」、もしくは受注者側から「これだけ労務費、原材料費、光熱費が上がります」という説明をちゃんとつければ、まとまるのではないかと思います。これが、日ごろから自由競争になっている発注形態といいますか、1社に限らず常にいいところを探して契約している、そういった発注形態は世の中に多々ありますけれども、そういった取引においては自由競争が効いてきますので、見積もりの段階で反映しづらいところが出てきているのだらうなというのが容易に想定できます。したがって、競合状態の取引では価格転嫁が非常に厳しい状態にあり、そういうこともあるので先ほどの価格転嫁率に出てきていると思います。</p> <p>B to Cですが、事業所が市場独占しているわけではなくて、消費者がどのお店を選ぼうかなという中で、そういった競合状態の中にさらされている事業所もあろうかと思います。加えて、そこのお店に頼まなくても消費者が自分たちで、自分の家で完結するという選択肢もあります。例えば私が1か月に10回外食したところ、外食費用が上がってしまったので、10回を8回にとどめようかなと考える。それと似たところがあるのではないかと思います。したがって、価格転嫁については、賃上げの原資が不足しているという実情があり、これを審議に反映させるべきと考えます。</p> <p>次に、賃上げの対応策としての業務改善助成金の件です。業務改善助成金の制度を否定するものではないですけど、非常に課題がある内容であるのは間違いありません。そこで、事務局へ質問をさせていただきたいのですが、昨年長崎の地域別最低賃金の答申の際に、要望書を添えたと思います。その際、助成金の拡充、要は利用しやすいように幅広く、そういった意味合いで助成金等の拡充を求めたのですが、その結果をやはり知っておきたいと思います。昨年と今年の変更点や状況について、お聞かせいただければと思います。答えられる範囲でよろしく願います。</p> <p>ありがとうございました。 では、いったん事務局から回答をいただきましょうか。</p>
-------------	---

<p>木場室長</p>	<p>業務改善助成金制度の変更点について少しご説明しますと、本年度で特例要件というものが終了した、事業場内の賃上げ回数が2回から1回までに変更された、等です。</p> <p>また、助成金の件数については、令和5年度が申請件数224件、交付件数206件、取り下げ17件、不交付1件となっております。</p> <p>令和6年度につきましては申請件数271件、交付件数236件、取り下げ19件、不交付1件、15件が今年度に繰り越しというふうになっております。私の方からの説明は以上となります。</p>
<p>林部会長</p>	<p>峯下委員、よろしいですか。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>はい。ありがとうございました。今ご説明いただいたとおり、実質的な拡充はされておらず、要件的に厳しくなったという実態がございます。</p> <p>そのため、地域別最低賃金の答申の際の要望は、中央に声は届いたのでしょうけど、反映されていませんとお話しておきます。その上で、なぜ利用が進まないのか。要件的に厳しくなったのもあるのですが、令和6年度申請271件、交付が236件、これは件数的に多いと、とても言えないのではないかと私は思います。</p> <p>また変な質問しますが、母数わかりますか。どれだけの事業場があるか、ということです。申請件数とは、桁が多分2つは違うと思います。</p> <p>業務改善助成金を申請しようと思ったら申請できるのに、していない。もしくは、していないというのは正しい表現ではなくて、利用しづらいというのが本当のところじゃないかなと思います。</p> <p>結局、業務改善助成金というのはどういうものかという、利用する事業者がそれ相応に覚悟をして負担が生じるものなのです。そのため、先ほど冒頭に申しあげましたように、「賃上げしてください。助成金制度があるので大丈夫ですよ。」というのは、全然違うのですよ。</p> <p>本来の成功パターンでいくと、元々設備投資の計画を持っており、かつ、目的がしっかりしている事業所が計画を進めていたところ、厚労省の業務改善助成金制度を知り、活用したというパターンです。</p> <p>しかし、目的と手段が逆になっているパターンは成功しないので、助成金を受けられるから設備投資してみようか、というのも駄目なパターンです。そこが非常に苦しいところだと思います。もう少し具体的に言うと、5年スパンで考えてみたとき、1年目に例えば1人1時間50円上げるとします。計算方法や、会社の規模、従業員数で違うのですが、年間50万円賃金分が上がり、業務改善助成金を使って100万円の設備投資をしたとします。100万円の内、最大で例えば80万円助成を受け、賃金上昇は50万円だから残り30万円は純粋な助成額となります。</p>

	<p>しかしそれは1年間だけであって、例えば5年スパン、10年スパンでみたら事業者の負担はどれだけのものなのですか、ということです。</p> <p>利用しづらい、利用できない、それが実態なのです。当然、業務改善助成金の利用で人件費カット等の良い結果が出たということもあるでしょうけど、そういったパターンは数少ないと思います。</p> <p>したがいまして、先ほども申しあげたように、業務改善助成金制度を否定はしませんが、課題があるものだと思います。</p> <p>今日お話したかったのはそれくらいなのですが、今ご説明した内容と、昨日の使用者側のスタンスも踏まえて、やはり最低賃金の決定の3要素を無視してはいけないと考えますし、3要素を網羅している指標は第4表と考えます。</p> <p>今日お話した助成金とか、価格転嫁が48.6%とかいう内容を踏まえて、第4表の③の指標に基づいて本日の地点では提示したいと思います。</p> <p>提示する金額は、現在の長崎県最低賃金953円に3.6%を乗じた34円です。以上でございます。</p>
<p>林部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他の使用者側委員から補足等ございますか。</p>
<p>使用者側委員</p>	<p><補足等なし></p>
<p>林部会長</p>	<p>ただ今、労使双方から改めまして、基本的な考え方、それから具体的な金額提示をいただきました。基本的な考え方は、昨日第1回専門部会とほとんど重なりますので、詳細は割愛させていただきます。</p> <p>改めまして、全体の場合での金額提示を確認します。</p> <p>労働者側からはプラス84円、使用者側からはプラス34円。</p> <p>一致しておりませんので、個別協議に入りたいと思いますが、個別協議に入る前に全体協議の場で双方金額をうけて何かご意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見等なし></p>
<p>林部会長</p>	<p>それでは、労働者側のほうから、公益委員との個別協議を行いたいと思います。使用者側委員の皆様は別室へ移動をお願いします。</p> <p>併せて、これからは個別協議になりまして非公開となります。</p> <p>傍聴者の皆さまについても控室への移動をお願いいたします。</p> <p>三者協議が再開となる場合は併せてお知らせしますので、この会場にお戻りいただければと思います。</p>

<p>使用者側委員</p>	<p><退室></p> <p>これより</p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 10px; display: inline-block;"> 公・労 協 議 を 1 回、 公・使 協 議 を 1 回 行 う。 </p>
<p>労働者側委員</p>	<p><個別協議終了></p> <p><入室></p> <p><全体協議を再開></p>
<p>林部会長</p>	<p>お待たせしました。全体協議を再開します。</p> <p>本日は、労使双方から基本的な考え方、ご主張等をお聞きして、個別協議としてそれぞれ1回金額についてお話をお伺いしました。</p> <p>本日のところ、労働者側からはプラス84円、使用者側からはプラス34円で、これ以上の歩み寄り難しいと思われまますので、労使それぞれの立場で、再度、ご検討をいただくことにしまして、継続審議にしたいと思ひます。よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>林部会長</p>	<p>それでは、継続審議として次回の専門部会で引続き協議して参りたいと存じます。</p>
<p>(2) その他 林部会長</p>	<p>事務局から次回の日程等について、ご説明をお願いします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>次回の専門部会の日程等について、説明いたします。</p> <p>本日は継続審議となりましたので、次回、第3回専門部会は、8月20日(水)の午前9時30分から、労働局8階会議室で開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>

林部会長	<p>ありがとうございました。 ただ今、事務局から説明がございました。 何かご意見等ございませんか。</p>
各委員	<p><意見等なし></p>
林部会長	<p>次回、第3回専門部会は8月20日（水）9時30分より労働局8階会議室にて開催します。 なお、本日の専門部会の議事録の確認については、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきます。よろしく願いいたします。 本日の専門部会はこれにて終了させていただきます。お疲れ様でした。</p>